4　前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一　日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット　二十営業日

二　日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット　二十営業日

三　日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネッティング・セット　五営業日

四　日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット（前三号に該当するものを除く。）　十営業日

五　N（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット　$F+N-1$

Fは、前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

5　前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

6　第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE=multiplier\times AddOn^{aggregate}$$

$$multiplier=\min\left\{1,\ 0.05+(1-0.05)\times\exp\left(\frac{V-C}{2\times(1-0.05)\times AddOn^{aggregate}}\right)\right\}$$

$$AddOn^{aggregate}=AddOn^{(IR)}+AddOn^{(FX)}+AddOn^{(Credit)}+AddOn^{(Equity)}+AddOn^{(Com)}$$

$AddOn^{(IR)}$は、金利デリバティブに係るアドオン

$AddOn^{(FX)}$は、外国為替デリバティブに係るアドオン

$AddOn^{(Credit)}$は、信用デリバティブに係るアドオン

$AddOn^{(Equity)}$は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

$AddOn^{(Com)}$は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7　前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネッティング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

一　金利の変動等　金利デリバティブ

二　外国為替の変動等　外国為替デリバティブ

三　原債務者に係る信用状態の変動　信用デリバティブ

ロ　クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目（パーセント）
トータル・リターン・スワップ又はクレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者	五・〇
	その他の債務者	十・〇

（注1）　農林中央金庫がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、農林中央金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、農林中央金庫は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）　優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①　第三十三条から第三十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

②　金融機関（第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

（注3）　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二　法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン}=0.4\times\text{グロスのアドオン}+0.6\times\frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}}\times\text{グロスのアドオン}$$